Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-05-12

ポルノグラフィが影響するなら、誰に何ができるのか : 制作と鑑賞の倫理学の試論（特集 : フィクションパワー）

難波, 優輝

(Citation)
美学芸術学論集,16:48-69

(Issue Date)
2020-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81012100

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012100

ポルノグラフィが影響するなら、誰に何ができるのか
——制作と鑑賞の倫理学の試論

難波優輝
Yuuki NAMBA

1　イントロダクション

本稿ではポルノグラフィ[1]の影響に関する倫理的問題を扱う。もしポルノグラフィが特定の意味でその鑑賞者[2]に影響を与えるとして、それが倫理的問題になるとすれば、その問題に対して誰に何ができるか、そのありうる対処のしかたの候補を提示する。

制作者においては、倫理的問題を避けうるような、さらにポジティブな影響をもたらしうるポルノグラフィを制作することが、そして、鑑賞者においては、セクシャリティに関する適切な信念とポルノグラフィ制作の実際のあり方の知識を共有することが、ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題に対するありうる対処のしかたの候補となる、というのが、本稿の提示するアイデアとなる。総じて、本稿では制作と鑑賞をめぐる倫理的問題を考察するための試論を提示することを目指す。

ポルノグラフィをめぐっては、ひとつきりではない様々な倫理的な問題が議論となっていることははっきりしている。様々なレベルで倫理的問題を引き起こしうるために、ポルノグラフィに対する何らかの規制を行うべきだという立場がありうる一方、他方で、ポルノグラフィは、たしかに特定のひとびとに不快感をもたらしうるために倫理的に問題がないわけではないとしても、規制に

値するような深刻な倫理的問題を直接的にせよ間接的にせよもたらすわけではないといった応答がありうる。これらの批判と応答の応酬のなかで、しばしば、ひとびとは互いを敵対視し、あるいは宥和の難しい集団として一般化し、いっそうのひとびとの分断の深刻化が導かれがちである。

このような状況を改善し、より有意義なしかたで議論がなされるようにするためのひとつの有益な方法として、そもそもポルノグラフィの何にどのような倫理的問題がありうるのかを明らかにする作業が挙げられる。こうした改善の作業はフェミニズム哲学、分析哲学、言語哲学、分析美学などの分野で行われてきた（難波 2019a）。

本稿は、うえのようなポルノグラフィの何にどのような倫理的問題がありうるのかを分析する作業のひとつに位置づけられる。とくに、本稿はポルノグラフィの様々な倫理的問題のなかでポルノグラフィが鑑賞者に特定のしかたで与えるとされる「影響」に関する問題を扱う。とはいえ、ポルノグラフィが影響するかどうか、という議論には立ち入らない。本稿では、ポルノグラフィが特定の意味でその鑑賞者に影響することを前提としたうえで、わたしたちがポルノグラフィの影響に関する倫理的問題に、どのように対処しうるかを考察する。

本稿の構成は以下の通り。まず、本節で前提を整理する。次節では、制作者と鑑賞者がどのような意味で倫理的問題の引き受け先となるのかについての議論を整理する。さいごの第三節では、以上の議論を踏まえて、ポルノグラフィが鑑賞者に倫理的に問題のあるしかたで影響するという前提を受け入れたとき、わたしたちがどのような選択を行いうるのか、その候補を提示し、倫理的問題と法的あるいは他の理由からの規制をめぐる問題を考察する。

イントロダクションのさいごに本特集内での本稿の位置づけについて若干の説明を加えておきたい。本稿は第

十四回神戸大学芸術学研究会「フィクションパワー」にて発表した「制作するフィクション」をもとに執筆された。発表では、フィクションが現実をつくるはたらきを分析美学と分析哲学における議論から分析した。かんたんに内容を説明すれば、まず、フィクションとフィクションパワー概念を整理し、ついで、フィクションが社会的事実を構成するメカニズムの仮説を社会存在論における議論から構築し、さいごに、言語哲学における総称文の議論を手がかりに「総称効果」概念からフィクションが社会的事実を倫理的に問題のあるしかたで構成する可能性を分析した（難波 2019b）。発表内容を中心として本特集に向けた論考を作成する案もあったが、発表ののちの質疑と議論を経て、そして、SNSをはじめとして表現とその倫理的問題をめぐる議論にふれるなかで、あるフィクションがそもそもその鑑賞者に影響をあたえるとすればどのような対応が可能かを議論することが、昨今の状況において重要であると判断したため「フィクションパワー」特集にて本稿の議論を行うこととなった。当該の発表の内容の発展は本稿を受けつつ、別稿で詳述したい。

1-1 扱わない問題

さきに述べたように、ポルノグラフィの倫理的問題には様々なレベルがあり、本稿でそのすべてを扱うことはできない。本題に入る前に、本稿で扱わない主要な倫理的問題についてかんたんにまとめておく。

本稿で扱わない重要な倫理的問題は、次のふたつである[3]。

行為のレベルにおける倫理的問題：ポルノグラフィは「行為のレベルにおいて」もその倫理的問題が議論されている。たとえば、特定のエスニシティ

に属するひとびとへと差別語や侮蔑語を叫ぶことは、たんに発話であるのみならず、その発話によって構成されるべつの行為「差別」「侮辱」を構成する。それゆえ、これらのヘイトスピーチは、たんに何かを記述する発話をしているだけではなく、その発話がべつの倫理的に問題のある行為を構成しているために、批判の対象となっている。ポルノグラフィもまた、それを提示したり鑑賞する行為がべつの行為を構成するとされ、行為のレベルにおける倫理的問題はこれまで主に言語哲学からのポルノグラフィの分析において重要なトピックのひとつでありつづけてきた[4]。

事態・事件のレベルにおける倫理的問題：ひとびとが不快感や侮辱を感じる事態、画像に影響され発生した事件は「事態・事件のレベルにおいて」倫理的に問題がある。たとえば、暴力的な性描写に満ちた広告が公共の場で提示されるとき、また、それを望まないひとがポルノグラフィを見る（見せられる）ときひとびとは不快感やストレスを感じ、様々な程度の危害がもたらされ「事態のレベルにおける」倫理的問題が議論されうる[5]。また、ポルノグラフィを鑑賞したひとびとがそれに影響を受け、とくに女性に対する倫理的に問題のある態度を形成したり、あるいは、その態度から実際に、女性に対してジェンダー不平等な倫理的に問題のある行為（e.g. 性的暴力、セクシャルハラスメント）がなされる場合は「事件のレベルにおける倫理的問題」が議論されうる。

1-2 ポルノグラフィの影響仮説

本稿で扱うポルノグラフィの影響とは「信念[6]への影響」である[7]。本稿では、ポルノグラフィの信念への影響の

レベルの倫理的問題をつぎのように明示化する。

信念への影響のレベルでの倫理的問題：あるポルノグラフィが、ある鑑賞者がもつ、現実の事柄に関する特定の信念に及ぼす影響についての倫理的問題[8]。

こうした倫理的問題を問うために、本稿の全体において次の仮説を前提とする。

ポルノグラフィの影響仮説：あるポルノグラフィは現実の事柄に関するある鑑賞者の特定の信念に影響しうる。すなわち、（i）ポルノグラフィが現実の事柄に関するある鑑賞者の特定の信念の形成に先行して鑑賞され、かつ、（ii）現実の事柄に関するある鑑賞者の特定の信念形成の確率が、ある鑑賞者がポルノグラフィを鑑賞したときに、ポルノグラフィ鑑賞しなかった場合の現実の事柄に関する鑑賞者の特定の信念形成の確率よりも大きいことがありうる[9]。

たとえば、ある暴力的なポルノグラフィがある鑑賞者にネガティブな影響を与えるとは、そのポルノグラフィを鑑賞した者が、以前にはなかったり以前より強力な女性に対する差別的な信念を形成するに先立ってそのポルノグラフィ鑑賞が行われ、かつ、そうした信念形成の確率が、その鑑賞者がそのポルノグラフィを鑑賞しなかった場合の確率よりも大きいことを意味する。

本論に入る前に四つの注記を行う。まず、本稿では、倫理的にネガティブなものにせよ、ポジティブなものにせよ、ポルノグラフィが上記の意味で鑑賞者の信念に影響を与えうることを前提とするが、こうした影響をすべてのポルノグラフィがすべての鑑賞者に必然的に与えることは前提としない。あるポルノグラフィがある鑑賞者の現実の事柄に関する信念に影響を与えうることを前提とするが、同じポルノグラフィがべつの鑑賞者には同じ

しかたでは影響しないことはありうる。影響仮説を採用するためには――とくに様々な規制論の際には――その主張のつよさに応じたぶんの共有可能な経験的研究のサポートを必要とすることは言うまでもない[10]。

次に、本稿では、ポルノグラフィの影響の倫理的問題はそれが現実の事柄に関する信念の変化についてのものであることを前提とする。この前提はポルノグラフィの影響の倫理的問題を考える際に重要となる。あるポルノグラフィを鑑賞した者が「虚構のキャラクタ」に対する何らかの信念の変化を被ることは、それだけではすぐさま倫理的問題とはならないだろう（たとえば、特定の性格や容姿のキャラクタへの信念の形成など）。本稿で焦点をあてる問題は、虚構のキャラクタに対する信念の変化とは独立して、現実の事柄に関する信念の変化――たとえば、特定の性格や容姿のキャラクタに関連づけられたりすることで、現実の社会集団やジェンダーに属するひとびとへの信念が形成される場合など――に関するものである。

加えて、ポルノグラフィが特定の行為を高い確率で引き起こすような信念を形成しうるのか、それともおおくのひとびとは実行に移すことはないような信念を形成するのかには立ち入らない。そしてどの程度深刻な倫理的問題をもたらすのかについても扱わない。

さいごに、影響仮説を前提とすることはすぐさまポルノグラフィ規制を推進する立場の採用を帰結するわけではない。ポルノグラフィがその鑑賞者の信念に影響するのなら、考察すべきは、鑑賞者の信念がどのように形成されるのか、それはどのように望ましいありかたにできるのかであり、そのための最善の方法が規制だと現時点で決まっているわけではない。以下本稿では、規制とはべつのしかたでポルノグラフィの信念への影響のレベルに関する倫理的問題と向き合う選択肢を考察する。

2　誰が倫理的問題を引き受けるのか

信念への影響のレベルでの倫理的問題は、誰が引き受け

る倫理的問題なのだろうか。もし、ある事態の倫理的問題を問いたいのなら、その倫理的問題の引き受け先の特定は重要な課題となるだろう。ある事態が倫理的に問題があるとされるとき、その倫理的問題の引き受け先は、一般に、その事態を引き起こした行為者であり、わたしたちは倫理的問題を議論する際には、おおむね、その倫理的問題の因果となっているような人物や集団を特定し、倫理的非難を行なっている。

本節では、ポルノグラフィの影響に関する倫理的問題の責任の引き受け先が誰なのかについて考察する。それにより、ポルノグラフィの制作者、その鑑賞者、そして、両者が互いに関係しながら倫理的問題の引き受け先となっていることを明らかにする。

2-1　制作者

ポルノグラフィの制作者に対して倫理的問題が帰属される、という主張は、ポルノグラフィの影響仮説を受け入れるならば想定される主張のひとつである。たとえば、ある脱法ドラッグがひそかに流通しているとき、その使用者も現実においては咎められるものだろうが、その制作者も倫理的問題を引き受けることになるだろう。まったく同じではないが、ポルノグラフィの制作者も、もしそのポルノグラフィ作品がその鑑賞者の信念に（ポジティブなあるいはネガティブな）影響を与えるなら、そして、そうした影響を与えることを意図しているなら、制作者はある程度その影響の（ポジティブなあるいはネガティブな）倫理的問題の引き受け先となる（とはいえ、ポルノグラフィの場合は、どこまで明白な意図が制作者にあるのかを含め、議論の余地は多くある）[11]。

2-2　鑑賞者

先ほどの脱法ドラッグの例にあるように、危険な薬物の製造と使用はどちらも倫理的に問題とされうるだろうが、しかし、同じ薬物の使用の問題でも扱いが難しいケー

スもある。このケースを考えることで、ポルノグラフィの影響のレベルの倫理的問題の引き受け先の議論の難しさを考えたい。

たとえば、ある風邪薬を適正量を超えて大量に服用することで安価に酩酊感を得ることが若者の間で流行しているとしよう。そして、これらの若者が、自己自身を傷つけたり他者へと危害を及ぼしうるような倫理的に問題のあるような心身の状態にいたるとしよう。この風邪薬の効果はひとびとの心的状態に倫理的に問題のあるしかたで影響すると言える。では、この風邪薬の制作者すなわち製薬会社は倫理的問題の引き受け先となるのだろうか。もちろん、こうした状況をそのまま放置し、適切な規制や対策なしに販売を続けていればそれとして製薬会社は倫理的問題を引き受けることとなるだろう。しかし、少なくとも若者たちが風邪薬を使用していることは、使用するひとびとの選択であり、倫理的問題は第一には、そのような危険な使用のために風邪薬を販売しているわけではない製薬会社ではなく、若者たちが引き受けることになるだろう。

ポルノグラフィの場合を考えてみたい。あるポルノグラフィ作品の制作者が、女性に対する不平等な扱いではなく、性交渉の参加者の対等なあり方を描きそれを魅力的なものとして提示する作品をつくったとしよう。その作品は適切に鑑賞するひとびとには、そのような意図と内容をもつものとして鑑賞されうる。ゆえに、この作品は、意図に沿った鑑賞を行う鑑賞者の信念に少なくともポジティブな影響を与えうるためにポジティブな倫理的価値をもち、そして、制作者はポジティブな倫理的価値を引き受けることとなるとしよう。

だが、あるひとびとがこの作品の特定のシーンだけに注目したり、そのひとびとが好むしかたで鑑賞することで、女性の不平等な扱いを描いたものとしてみた際に影響を受けるようなしかたで作品を鑑賞したとしよう。このとき、倫理的に問題とされるのは、そうした特有な鑑賞を行う鑑賞者だろう。ポルノグラフィの鑑賞者にもある種の鑑賞態度の選択の可能性があり、ポルノグラフィ

を用いて倫理的に問題のある信念を形成することはその鑑賞者が引き受ける倫理的問題となりうる[12]。

2-3　制作者と鑑賞者の関わり

ポルノグラフィの影響仮説に基づいた制作者と鑑賞者がどのように倫理問題を引き受けうるのかについては諸説ある。そもそもひとつのポルノグラフィ作品は多種多様な状況で多様なひとびとによって鑑賞されるのであり、一方でポルノグラフィからつよい影響を受ける――たとえば――若年者が鑑賞した際にそのポルノグラフィ作品と制作者に帰属させられうる倫理的問題と、他方で、適切なセクシャリティに関する信念を伴い「フィクションとして」――現実の事柄に関する信念に（ネガティブな）影響を与えられることなく――ポルノグラフィを鑑賞できる者がその作品を鑑賞した際にそのポルノグラフィ作品と制作者に帰属させられうる倫理的問題とはことなる程度と種類の倫理的問題として扱うべきなのか、どのようにして個別の鑑賞の多様性と特定の制作者への倫理的問題の割り当てを整理できるのか。

鑑賞者は、一方で先ほど議論した風邪薬の乱用のケースのように、制作者の意図とは異なるしかたでポルノグラフィを鑑賞し、それによって倫理的に問題のあるような信念を形成しうる。他方で、ポルノグラフィの制作者の意図に沿って適切に鑑賞することで、まさにその鑑賞において、倫理的に問題のある信念への影響を引き起こすこともありうる。後者の、意図に沿った鑑賞が倫理的に問題のあるような場合は鑑賞者に加え、制作者もまた倫理的な問題の引き受け先の候補となる。ポルノグラフィの制作者は、ポルノグラフィの制作にあたっては、そもそも鑑賞者のセクシャリティに関する理解を共有している必要があり、また、鑑賞者も、ポルノグラフィの適切な鑑賞にあたっては、ポルノグラフィ制作者の意図を手がかりとする。ポルノグラフィの鑑賞者の信念の形成の倫理的問題の引き受け先は、

たんに制作者だけでもなく、鑑賞者だけでもなく、両者の互いの理解の実践を前提としてポルノグラフィが制作され鑑賞されていることに注意を払う必要がある。[13]

これらの制作者と鑑賞者に対する倫理的問題の引き受け先の整理は何に役立ちうるのだろうか。それは冒頭で指摘したように、これからポルノグラフィの制作と鑑賞をめぐって、もしポルノグラフィの鑑賞が鑑賞者の信念を倫理的に問題のあるしかたでも形成しうるなら、どのような選択をとるべきかについての議論に役立ちうる。この点について次節で議論する。

3　誰に何ができるのか

3-1　制作の可能性

ポルノグラフィの制作者が鑑賞者に共有されている既存のジェンダー理解を手がかりとしてポルノグラフィを制作するとすれば、わたしたちは制作者と協働して、どのようなしかたであれば、倫理的に問題のあるしかたでの鑑賞者の信念の形成を避けることができるのかを議論できるかもしれない。

ポルノグラフィがもし鑑賞者の信念に影響できるのならば、ポルノグラフィの制作者にとって、信念へのネガティブな影響を避けるような作品制作を行うことが倫理的には望ましいと言えるだろう。そのために、哲学者・美学者・表象文化論研究者・認知科学者・社会心理学者は、どのようなポルノグラフィがいかなる信念を形成しがちなのかについての研究を行うことで、より「適切な[14]」信念を形成しうるようなポルノグラフィ制作についての手がかりをもたらしうるかもしれない。

もう一歩進んで、倫理的問題を避けるのみならず、ポルノグラフィを介して、新たなより適切な信念の形成に影響することも不可能だと決まってはいない。フェミニストポルノグラフィをはじめとして既存のポルノグラフィとは異なるスタイルのポルノグラフィの制作

者、そして哲学者のなかには、一般的な性愛規範とは異なるあり方を提示するポルノグラフィ――様々なセクシャリティのひとびと、ディスアビリティをもったひとびと、様々な人種やエスニシティに属するひとびとが出演するポルノグラフィ――の制作について、ポルノグラフィを介して、パフォーマーと鑑賞者が性に関する抑圧的な規範から解放されうる積極的意義を見出している者もいる（cf. Eaton 2017）。

ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題に対して、ひとびとはすでにポルノグラフィを介した対処の試みを行なっており、これらの活動を分析し、その意義を理解することは、美学者、芸術学研究者、表象文化論研究者にとっても重要だろう。もちろん、こうしたポルノグラフィが様々なセクシャリティのひとびと、特定の人種やエスニシティに属するひとびと、ディスアビリティをもったひとびとへの差別やバイアスの再生産となりうる危険も指摘されており、異なるしかたでのポルノグラフィの可能性もまた、その都度分析が必要となることははっきりしている（cf. Mikkola 2019, ch.7）。

3-2　知識と作品

ポルノグラフィが鑑賞者の信念を形成しうるひとつのプロセスは、その作品の鑑賞によって「現実の」事柄に関する信念を形成、維持、変化する場合である。対して、倫理的に問題のあるようなしかたで特定のジェンダーをはじめとする社会的カテゴリに属するひとびとのあり方を描くポルノグラフィ作品であっても、それを鑑賞者が現実の事柄に関する信念の源泉として用いないケースが可能性の上ではありうる（もちろんこうした鑑賞のありかたは倫理的に問題のあるポルノグラフィの制作者の倫理的問題を消去するわけではない）。

そこで、鑑賞者の側でできるポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題への対処のふたつの候補を提示できる。

第一に、鑑賞者の側においてできる重要な行動のひと

つは、いささか陳腐に聞こえようとも、セクシャリティについての適切な――議論的となるが――信念をもつことでポルノグラフィの影響のレベルでの倫理的問題を回避することである。

ポルノグラフィに限定せずとも、わたしたちはフィクションを、しばしば現実の世界に関する適切な信念の源泉としてみなしがちであることは直観的にも理解されるだろう。たとえば、わたしたちは専門に勉強したのでなければ弁護士や検事のしごとも、法務医や消防士のしごとも十分には知らない。にもかかわらずこれらのしごとの内容やその業界の実態について、関係するTVドラマを鑑賞した経験をひとつの手がかりとして、何らかの信念をすでにもっているようにみえる。

同様に、歴史を描いたドラマ作品の多くについて、わたしたちは事前に詳しく歴史的事実を知らなければ、どこまでが史実に沿った描写なのか、そして、どこからが脚色なのかを判断することは難しい。そして、鑑賞者は、もし他に歴史に関する知識の源泉にアクセスしないままでいるとすれば、たまたま鑑賞した歴史ドラマ作品に描かれた内容を多かれ少なかれ現実の事柄に関する信念の源泉とするだろう。おそらくは、以上に挙げたようなわたしたちが日常的にふれる様々なTVドラマ作品は、わたしたちの現実の世界に関する信念の無視できない源泉となっているだろう[15]。

確認すれば、ポルノグラフィの信念への影響のレベルでの倫理的問題は、ポルノグラフィを鑑賞することで、特定の倫理的に問題のある現実の事柄に関する信念を鑑賞者が形成しうる点にある[16]。ここから、現実の事柄に関する適切な信念をあらかじめもち合わせておけば、ポルノグラフィを「フィクション」として――現実の事柄に関する信念に（ネガティブな）影響を与えることなく――鑑賞し、それを現実の事柄に関する信念の源泉

とすることを避けることができるかもしれない。ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題に対処する有益な方法として、鑑賞者があらかじめセクシャリティに関する適切な理解を共有しておくことは可能なアプローチだろう[17]。

第二に、対処法のもうひとつの候補は、ポルノグラフィ制作についての適切な知識をもつことである。ポルノグラフィがどのように制作されているのか、そのパフォーマンスはいかなるものか、どのように演出されているのかといった具体的な制作の知識は、ポルノグラフィと現実の信念との適切な距離を保つための手がかりとなるだろう[18]。

たとえば、先に挙げた様々な職業のひとびとを描くような、あるいは歴史をテーマとしたTVドラマがどのように制作されているのか（適切な考証を踏まえているのか、演技は現実の／当時のひとびとのふるまいに沿っているのか、セットや舞台は現実の環境をよく参照しているのか）の情報は、その作品からどの程度現実についての適切な信念を引き出すべきか、引き出すべきでないのかを判断するための手がかりとなるだろう。

そして、あるひとがポルノグラフィの制作の知識を得ることで、ポルノグラフィを現実の事柄に関する信念の源泉として扱う態度をとる理由は弱くなるように直観的に思える。そこで、ポルノグラフィの制作のあり方を知ることで、どの程度現実についての信念を引き出すべきなのかを再考できるようになるかもしれない。この点については経験的な調査と協働しながら、美学的なアプローチから、作品の制作実態の理解の程度と、その作品を現実の事柄に関する信念の適切な源泉として扱うかどうかについての何らかの関係が議論できるかもしれない。

3-3　規制をめぐって

さいごに、本稿の議論に基づいて規制をめぐる問題を議論する。以下二点について、制作者への規制をめぐる問題を鑑賞者の役割と関係づけながら考察する[19]。

第一に、ポルノグラフィ作品に関する影響レベルの倫理的問題と表現実践の規制の問題は、ポルノグラフィの制作者の意図とはある程度独立して、鑑賞者がどの程度ポルノグラフィに倫理的に問題のあるしかたで影響されるのか／されないのかとも関わってくる。鑑賞者との関係において、わたしたちはどのようなしかたで規制を行わないのか、それとも規制を拡大するのかについて考慮を行う必要がある。たとえば、ある社会における鑑賞者が適切なセクシャリティに関する信念を獲得しているとき、ひとびとがポルノグラフィが提示する事柄はあくまでフィクションであり、現実の事柄についての適切な信念の源泉としてはみなさずに鑑賞できるなら、たとえ、一見倫理的問題をもたらしうるような内容であったとしても、少なくとも信念形成に関する鑑賞者の側の倫理的問題は部分的に回避可能になりうる[20]。反面、ポルノグラフィの鑑賞者がセクシャリティに関する適切な信念を獲得していないべつの社会では、影響のレベルに関する倫理的問題はより重大なものとなりうる。

第二に、制作者に、より適切なポルノグラフィの制作を非強制的なかたちであれ助言することが、表現実践への何らかの抑制（自主規制というかたちであれ）をもたらしうる、と議論のために前提とするなら、行政による規制が行われない場合でも、ひとびとがＳＮＳなどを介した道徳的非難を実行可能であり、企業や団体の広告表現の差し控えがもたらされうる現状をみれば想像されるように、一般的に、様々な言説は自主規制というかたちであっても様々なひとびとの表現実践の何らかの委縮を招きうると想定できるだろう。

ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題と表現実践の直接的あるいは間接的な制限の問題についての立場は、それぞれの問題をどの程度重大なものとみ

るかによって変わってくる。

一方で、ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題が表現実践の何らかの抑制につながることを引き換えにしても甚大だとみなされる場合、抑制の問題の存在を認めるひとも、抑制をある程度避け得ないものとみなすだろう。他方で、ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題がまったくないわけではないものの、表現実践の何らかの抑制の存在を認め、かつその抑制がもたらす表現実践への影響が甚大だとみなされる場合、抑制につながる行為は差し控えられるべきものだと判断されるかもしれない。以上の判断は、直観的に下しうるものではなく、ポルノグラフィの鑑賞実践をめぐる社会的・心理的研究を参照しつつ、ポルノグラフィの信念への影響のレベルの倫理的問題の程度、そして、抑制の問題の可能性についての議論が重要となる。

おわりに

制作と鑑賞の倫理学の試論として、本稿では、まず議論の前提と、制作者と鑑賞者がどのような意味で倫理的問題の引き受け先となるのかについてを整理し、次にポルノグラフィが鑑賞者に倫理的に問題のあるしかたでも影響しうるという前提を受け入れたとき、わたしたちがどのような選択を行いうるのか、さいごに規制をめぐるどのような問題がありうるのかを考察した。

ポルノグラフィを規制する選択肢とはべつに、ポルノグラフィの適切な制作のあり方について制作者と協働して議論する選択肢と、わたしたちの社会のメンバーが適切な他者の理解とセクシャリティに関する判断を行いうる可能性を問い続ける選択肢を本稿では紹介した。これらはポルノグラフィの影響に関する倫理的問題を取り上げることで倫理的な問題として解決したいとひとびとが考えている社会の不平等の是正に対して、手がかりとなる選択肢の候補でありうる。制作と鑑賞をめぐる倫理

的研究を様々な研究分野と接続しつつ行なっていくことが、ポルノグラフィの影響のレベルの倫理的問題に取り組む際には重要となるだろう。研究は途上であり、問うべき問いは多い[21]。

註

1 本稿で「ポルノグラフィ」は、典型的にはポルノグラフィの動画投稿サイト（いわゆる「アダルト動画サイト」）に投稿されているような映像作品（「アダルトビデオ」と呼ばれるもの）、成年向けマンガ（いわゆる「エロ漫画」）、成年向けビデオゲーム（いわゆる「エロゲ」）などを指す。本稿では、ポルノグラフィは、男性向け／女性向けも含みつつ、それらに限定されない。ポルノグラフィ全般のサーベイについては、Watson（2010）を、定義論については、Mikkola（2017）を参照のこと。

2 本稿でポルノグラフィの鑑賞者は、たとえばヘテロセクシャルな男性に限定されない、様々なセクシャリティ（性的指向、性自認、性に関するふるまいや関心などの総体）をもつひとびとを含む。

3 そのほか重要な倫理的問題として実際の人間が出演するポルノグラフィにおける出演者への（とくに女性への）危害や労働環境の問題を本稿では扱わない。

4 行為のレベルにおける倫理的問題の議論については、難波（2020）、フェミニスト哲学における言語の議論全般については、Saul & Esa（2018）を参照のこと。

5 本稿で扱うポルノグラフィに必ずしも当てはまるわけではないが、特定のキャラクタの画像の使用がもたらす不快感の申し立てを無視することがさらなる危害をもたらしうるとの指摘については江口（2019）を参照のこと。

6 本稿では、信念を、あるひとによって信じられている「XはPである」といった命題のかたちをした何か、くらいの意味で用いる。あるひとがもつ信念は、たとえば、「チョコレートはおいしい」「あるひとはかくかくしかじかのふるまいをする」といったものだ。

7 本稿では、ポルノグラフィの影響のレベルの倫理的問題について、信念に関する議論に限定し、たとえば他の欲求へ

の影響については扱わない。欲求に関しては、A・W・イートンは、ポルノグラフィがその鑑賞者の「趣味（taste）」に影響することで、女性の不平等な扱いを魅力に感じるような傾向性を鑑賞者が獲得する可能性を議論するなかで扱っている（Eaton 2017）。

8 信念への影響に関する倫理的問題について、たとえば、キャサリン・ジェンキンスは、ジョン・サールの社会存在論を参照しつつ、ポルノグラフィは、鑑賞者に女性という社会的制度のひとつに対する集合的承認のあり方を変化させるとしている（Jenkins 2017）。関連して、難波（2019b）では、信念への影響の問題を言語哲学と社会存在論からスケッチしている。

9 定式化にあたって、Eaton（2007, 696）の「原因（cause）」概念を参照している。

10 ポルノグラフィの影響をめぐるまとまった議論としては、Eaton（2007）および、Mikkola（2019, ch.2）が、また、ポルノグラフィの影響をめぐる研究の方法論的問題を議論しているものとしては、Kohut et al.（2019）がある。

11 たとえば、レイ・ラングトンはポルノグラフィの制作者が女性を不平等な地位にランクづけるような表現を提示しているとして倫理的問題を指摘している（Langton 1993）。

12 こうした鑑賞者の倫理的問題について、哲学者のバーテルとクレメルディは、ポルノグラフィにおける虚構的想像の倫理性を分析するなかで、その行為が不道徳性な行為となる条件を、それが不道徳な欲望の助長に用いられる点にあると指摘した（Bartel & Cremaldi 2017）。虚構的想像は、それじたいではたしかに明白な危害の対象をもたない。しかし、そうした想像を繰り返すことによって不道徳な欲望を強化し助長することは、その行為者が、倫理的に回避すべき行為を行う可能性を高めうるために、倫理的に非難されうる。ゆえに、虚構的想像はときに、不道徳な行為として非難の対象になりうる、と彼らは指摘した（ibid., 42）

13 ポルノグラフィの制作における意図の重要性については、Mikkola（2017）の議論を参照している。

14 ここで「適切な」信念は、ジェンダー不平等でなかったり性交渉のパートナーに対して同意なしに心身に危害を加えることのないような信念、といったものを想定している。どのような信念が「適切」なのかは、どのような信念がジェンダー不平等でなかったり同意なしに心身に危害を加えることのないような信念であるかにより、議論の的にならないわけではないが、本稿では詳述はしない。

15 実験において、物語的フィクション作品から得た情報をひとびとは現実世界についての信念として扱うケースがありうることが報告されている（Green & Brock 2000）。

16 たとえば、一五歳から二五歳のスウェーデンの若者に対する調査では、ひとびとがセクシャリティに関する知識の源泉としてポルノグラフィを扱っているという事例が報告されている（Wallmyr & Welin 2006）。

17 実際にどのようにしてセクシャリティに関する適切な信念を共有するのかについては、性教育研究などの教育分野と協働して考察する必要がある。興味深い提言については、松浦（2018）を参照のこと。

18 先行研究でも「アダルトビデオにメイキング映像をつけることを義務づけ、出演者に対する契約違反がないかどうかを示すといった方法」が提案されている（守 2010, 213）。守は（1）出演者の労働環境を整えるため、（2）ポルノ制作過程で暴力が生じていないことを示すことで視聴者を安心させ、それによって視聴者が性的快楽を感じることをサポートするため、のふたつを理由として挙げている（ibid., 210-211）。本稿での指摘はここに新たな論点を加えるものになると言える。この点について指摘していただいた松浦優に感謝する。

19 ポルノグラフィ規制論のサーベイについては、West（2018）を参照のこと。

20 むろん、ポルノグラフィと現実を切り離している社会においても、ポルノグラフィを公衆のアクセス可能な場所に置

くことは、べつの倫理的問題を引き起こすために倫理的に問題となりうる。たとえば、たとえ適切な年齢のひとびとがポルノグラフィと現実とを切り離せているとしても、そうでない青少年が切り離して受け取ることができるとは限らないし、また、そうしたひとびとが特定のポルノグラフィを鑑賞することで危害を受けることも十分にありうる。また、ポルノグラフィに意図せずふれることで不快感を抱くことは十分考えられ、これもまたべつの倫理的問題をもたらすだろう。さいごの場合は、鑑賞者と制作者ではなく、提示者の分析も必要になるだろう。提示者の分析についての試論は、難波（2020）を参照のこと。

21 本稿の元となる発表または草稿にコメントをいただいた銭清弘、松浦優、村山正碩（五十音順・所属・敬称略）、哲学とポピュラーカルチャー研究会のみなさん、神戸大学芸術学研究室のみなさん、第一四回神戸大学芸術学研究会「フィクションパワー」登壇者のみなさんに感謝します。

参考文献

Bartel, C., & Cremaldi, A. 2017. "'It' s Just a Story' : Pornography, Desire, and the Ethics of Fictive Imagining." *The British Journal of Aesthetics*, 58 (1), 37-50.

Eaton, A. W. 2007. "A sensible antiporn feminism." *Ethics*, 117 (4), 674-715.

——. 2017. "Feminist pornography." In *Beyond speech: Pornography and analytic feminist philosophy*, ed. M. Mikkola, 243-258. Oxford University Press.

Green, M.C. & Brock, T. C. 2000. "The Role of Transportation in the Persuasiveness of Public Narratives." *Journal of Personality and Social Psychology* 79 (5), 701–21.

Jenkins, K. 2017. “What women are for: Pornography and social ontology.” In *Beyond speech*: *Pornography and analytic feminist philosophy*, ed. M. Mikkola, 91–112. Oxford University Press.

Kohut, T., Balzarini, R. N., Fisher, W. A., Grubbs, J. B., Campbell, L., & Prause, N. 2019. “Surveying pornography use: a shaky science resting on poor measurement foundations.” *The Journal of Sex Research*, 1-21.

Langton, R. 1993. “Speech acts and unspeakable acts.” *Philosophy & Public Affairs*, 22, 293-330.

Mikkola, M. 2017. “Pornographic Artifacts: Maker’ s Intentions Model.” In *Beyond speech*: *Pornography and analytic feminist philosophy*, ed. M. Mikkola, 114-134. Oxford University Press.

——. 2019. Pornography: *A Philosophical Introduction*. Oxford University Press.

Saul, J. and Esa, D. L. 2018. Feminist Philosophy of Language.” *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2018 Edition), ed. Edward N. Zalta, URL = <https://plato.stanford.edu/archives/fall2018/entries/feminism-language/>.

Wallmyr, G., & Welin, C. 2006. “Young people, pornography, and sexuality: sources and attitudes.” *The Journal of School Nursing*, 22 (5), 290-295.

Watson, L. 2010. “Pornography.” *Philosophy Compass*, 5 (7), 535-550.

West, C. 2018. “Pornography and Censorship.” *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2018 Edition), ed. Edward N. Zalta, URL = <https://plato.stanford.edu/archives/fall2018/entries/pornography-censorship/>.

江口聡（2019）「『宇崎ちゃん』ポスターは「女性のモノ化」だったのか？——「性的対象物」という問いを考える」『現代ビジネス』´ <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/68733>°

難波優輝（2019a）「ポルノグラフィをただしくわるいと言うためには何を明らかにすべきか」二〇一九年度哲学若手研究者フォーラム、<https://researchmap.jp/mu7d22v55-2580832/#_2580832>。
――（2019b）「制作するフィクション」第一四回神戸大学芸術学研究会、神戸大学。
――（2020）「これは人間ではない――キャラクタの画像の何がわるいのか」描写の哲学研究会、大妻女子大学。
松浦優（2018）「エロサイトにできる社会貢献を考えてみた」『境界線の虹鱒』<http://mtwrmtwr.hatenablog.com/entry/2018/12/14/203332#f-9d6be5cd>。
守如子（2010）『女はポルノを読む――女性の性欲とフェミニズム』青弓社。